

宮崎ゴルフ株式会社

ゴルフ場利用約款

(約款の適用)

第1条 当ゴルフ場を利用される方（会員・非会員を問わず）は当クラブ規約及び細則等による外、本約款に従ってご利用頂きます。

(利用契約の成立)

第2条 当ゴルフ場においてプレーしようとする方は、当日フロントにおいて所定のプレー申込書に署名し、必ず紹介者名をご記入して下さい。尚紹介者は申込者の全責任を負う事になります。それにより当社は署名者の施設利用をお引受けすることになります。

(利用の申込み及び違約金等)

第3条 プレーの申込みはプレー前日までの間に予約者（複数の場合はその人数と責任ある代表者名）予約日およびスタート希望時刻を明示して係に申し込んで下さい。
クラブ競技に関しては当クラブ競技委員会の定めにより受け付けます。上記の予約者が所定の定員に満たない場合は当日においてもプレーの申し込みをすることが出来ます。違約の場合は別に定める違約金取扱規程に従っていただきます。

(利用の拒絶)

第4条 当ゴルフ場は次の場合には利用をお断りすることがあります。
1. 満員でスタート時間に余裕がないとき。
2. ゲスト（ビジター）については原則としてメンバーの同伴又は紹介等がないとき。
3. 天災その他やむを得ない事情（雷雨を含む）によりゴルフ場をクローズするとき。
4. 利用者が暴力団員もしくはその関係者と認められるとき。
5. 利用者が公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為をなすおそれがあると認められるとき。
6. 偽名または他人名義での申し込みをしたとき。
7. その他の理由により当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由があるとき。

(利用継続の拒絶)

第5条 当ゴルフ場は次の場合には利用の継続をお断りすることがあります。
1. 集団的に、または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者と認められたとき、その他公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為があったとき。
2. 当ゴルフ場に対して好ましくない行為があったとき。
3. 天災その他やむを得ない事情（雷雨を含む）により施設の利用が出来ないとき。
4. その他本約款に違反したとき。

(休業日・開場時間)

第6条 当ゴルフ場の各施設の休業日と開場時間は当ゴルフ場の定めるところによります。ただし臨時に変更することがあります。

(金銭その他高価品)

第7条 金銭その他高価品についてはその種類および価額を明示してフロントにお預けいただく限り責任を負いません。お預り品は預り証の持参人に預り証と引換えにお返しします。預り証を紛失した場合は直ちに届け出て下さい。

(携帯品・自動車)

第8条 携帯品や場所を提供している駐車場の自動車の盗難損傷等については責任を負いません。

(ロッカー・浴室使用)

第9条 1. ロッカー・浴室には金銭その他高価品は持たないで下さい。
2. ロッカー及び浴室での金銭その他高価品の盗難については責任を負いません。

(プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第10条 ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディーのアドバイスの如何にかかわらず自己の責任でプレーして頂きます。尚他のプレーヤーに迷惑のかからないように進行を早めて下さい。

(ティグランドにおける素振り)

第11条 素振りは、ティマーク内の打席又は特に指定された場所以外ではなさないで下さい。プレーヤーはみだりにティグランドに立ち入らないで下さい。

(飛距離の確認)

第12条 先行組に対しては後続組の打者はキャディーのアドバイス如何にかかわらず自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないよう打球して下さい。

(キャディー及びフォアキャディーの合図)

第13条 キャディー及びフォアキャディーの合図は先行組が通常第二打を打ち終り、通常の飛距離外に前進したと判断されるときに合図がありますから、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して打球して下さい。

(打者の前方に出ないこと)

第14条 同伴プレーヤーは打者の前方には絶対に出ないで下さい。

(隣接ホールへの打込み)

第15条 隣接ホールへの打込みは特に危険ですからプレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重に打球して下さい。隣接ホールに打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないよう打球するとともに自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけて打球して下さい。

(退避)

第16条 後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは後続組の打者が打ち終るまで安全な場所に退避して下さい。

(ホール・アウト後の退去)

第17条 ホール・アウトした場合は直ちにグリーンを去り後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。

(雷鳴があった場合)

第18条 雷鳴があった場合には直ちにプレーを中止し退避所等安全と思われる場所に退避して下さい。

(火気使用の禁止)

第19条 火気使用は所定の場所・コース内ではティグランド以外は厳禁します。マッチの燃えがら、煙草の吸いがらは必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

(違背の場合の責任)

第20条 利用者が第10条、第11条、第12条、第13条、第15条に違背し第三者に傷害等の事故を発生させた場合、第10条、第11条、第14条、第16条、第17条、第18条に違背し、自ら傷害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。

(プレー終了後のクラブ並びに所持品の確認)

第21条 利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し、間違いがないか慎重に確認して下さい。確認後は、クラブの不足、瑕疵等について、当ゴルフ場は責任を負いません。

(施設に損害を与えた場合)

第22条 利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額を支払って頂きます。

(施設内への持込品)

第23条 施設内に下記のものを持ち込むことをお断りいたします。
1. 動物等ペット類。
2. 悪臭を放つもの。
3. 銃砲刀剣類。
4. 発火、爆発のおそれがあるもの。
5. 騒音を発するもの。

(行為の禁止)

第24条 施設内で下記の行為はお断りいたします。
1. とばく、その他風紀をみだす行為。
2. 物品販売、宣伝広告等の行為（特に許可する場合は除く）。
3. 利用者以外のコース内立入り（特に許可する場合は除く）。
4. 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為。

(実施)

第25条 この約款は昭和59年10月1日から実施いたします。